

# 17-18 緊急消防援助隊愛媛県隊応援等実施計画（消防防災安全課）

## 第1章 総則

（目的）

第1 この計画は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき、緊急消防援助隊愛媛県隊（以下「愛媛県隊」という。）の応援等について必要な事項を定め、愛媛県隊が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2 代表消防機関は、松山市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、新居浜市消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

## 第2章 愛媛県隊の編成

（県内ブロック）

第3 愛媛県隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおりブロック分けするものとする。

2 各ブロックに幹事消防本部を置き、ブロック内の次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 出動に係る連絡及び調整
- (2) 後方支援活動に係る連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

（連絡体制等）

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。

(2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。

(3) 代表消防機関は幹事消防本部に対して連絡し、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。

(4) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には県内共通波、地域衛星ネットワーク等を活用するものとする。

（愛媛県隊の編成）

第5 愛媛県隊の登録部隊は、別表第4のとおりとする。

2 愛媛県隊は、緊急消防援助隊に登録された部隊のうち、被災地において行う応援等に必要の部隊をもって編成するものとする。

3 愛媛県隊を大隊とし、愛媛県隊と呼称するものとする。なお、愛媛県隊長は、代表消防機関の松山市消防局の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場

合は、代表消防機関代行の新居浜市消防本部の職員をもって充てるものとする。

- 4 部隊（中隊）は、ブロック単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇ブロック部隊（中隊）（又は消火部隊（中隊）等）」と呼称するものとする。なお、部隊長（中隊長）は愛媛県隊長が指定するものとする。
- 5 隊（小隊）は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊（又は各消防本部の呼出し名称）」と呼称するものとする。
- 6 後方支援部隊の編成は、別表第5のとおりとし、愛媛県（又はブロック）単位で後方支援部隊（中隊）を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援部隊長（中隊長）は、松山市消防局の職員（又は出動消防本部の職員）の内から愛媛県隊長が指定するものとする。
- 7 愛媛県隊を編成する期間は、「愛媛県隊発隊式」（原則として集結場所で行う。）から「愛媛県隊解散式」までの間とする。ただし、迅速出動等に伴い、愛媛県隊発隊式等ができない場合は、この限りでない。

（各隊の保有資機材等）

第6 後方支援部隊の保有資機材は、別表第5のとおり。

- 2 後方支援部隊を除く各消防本部の応援可能資機材は、別表第6のとおり。

（指揮体制等）

第7 愛媛県隊の基本的な指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式5のとおりとする。
- 3 愛媛県隊長は、愛媛県隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の管理を受け、愛媛県隊の活動を管理するものとする。
- 4 部隊長（中隊長）は、愛媛県隊長の管理の下に隊（小隊）の活動を管理するものとする。
- 5 隊長（小隊長）は、部隊長（中隊長）の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。
- 6 各級指揮者の階級は、原則として県隊長は消防司令長、各部隊長は消防司令又は消防司令補、隊長は消防司令補又は消防士長とする。

（出動時における無線通信運用体制）

第8 出動時の無線通信運用体制は、別表第7のとおりとする。

### 第3章 愛媛県隊の出動

（出動基準及び集結場所等）

第9 愛媛県隊の出動基準、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県並びに集結場所は、別表第8のとおりとする。

（出動準備及び出動可能隊数の報告）

第10 各消防本部は、愛媛県隊が第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊となる都道府県において震度6弱（政令市等については5強）以上の地震災害が発生した場合、津波警報（大津波）が発表された場合又は火山の噴火災害が発生した場合は、出動準備

を行うものとする。この場合において、各消防本部は、直ちに愛媛県及び代表消防機関に対して運用要綱別記様式 3-3 により出動可能隊数の報告を行うものとし、愛媛県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して運用要綱別記様式 3-2 により出動可能隊数の報告を行うものとする。

- 2 愛媛県は、消防庁から運用要綱別記様式 3-1 により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに愛媛県及び代表消防機関に対して運用要綱別記様式 3-3 により出動可能隊数の報告を行うものとし、愛媛県は、速やかに消防庁に対して運用要綱別記様式 3-2 により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 3 愛媛県は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

#### (愛媛県隊の出動)

- 第11 愛媛県知事は、消防庁長官から運用要綱別記様式 2-1 又は 2-2 により出動の求め又は指示を受けた場合は、直ちに代表消防機関及び県内の消防本部と、別表第 9 の「愛媛県派遣部隊割当」(出動順位)に基づいて、愛媛県隊として派遣する部隊を調整し、各市町長(各消防本部)に対して出動の求め又は指示を行うものとする。
- 2 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに部隊を出動させるとともに、愛媛県に対して出動隊数を報告するものとする。
- 3 愛媛県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して出動隊数を報告するものとする。
- 4 愛媛県知事は、愛媛県隊に帯同して被災地及び後方支援本部に県職員を派遣することができるものとする。
- 5 代表消防機関は、愛媛県隊の集結場所及び集結時間を決定し、愛媛県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。
- 6 部隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について愛媛県及び代表消防機関に対し、報告するものとする。
  - (1) 指揮者の階級、職及び氏名
  - (2) 出動隊数、車両及び資機材
  - (3) 集結場所到着予定時刻
  - (4) その他必要な事項

#### (迅速出動)

- 第12 迅速出動に係る部隊の編成は、別表第 9 に基づき愛媛県隊として派遣する部隊を調整するものとする。
- 2 代表消防機関は、迅速出動要綱区分Ⅰに該当する事案が発生した場合は、集結場所及び集結時間を決定し、愛媛県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 陸上部隊先遣隊は、別表第10のとおりとし、迅速出動要綱区分Ⅱに該当する事案が発生した場合は、速やかに出動するものとする。
- 4 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅰに該当する事案が発生した場合は、速やかに第一

次編成陸上部隊を出動させるものとする。なお、第一次編成陸上部隊の部隊長（中隊長）は、出動消防本部の職員の内から愛媛県隊長が指定するものとする。

- 5 代表消防機関は、各消防本部の参集状況等を考慮し、第二次編成陸上部隊の集結場所及び集結時間を決定し、愛媛県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。
- 6 後方支援部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊は、第二次編成陸上部隊として編成するものとする。なお、第二次編成陸上部隊の部隊長（中隊長）は、出動消防本部の職員の内から愛媛県隊長が指定するものとする。
- 7 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅰ及びⅡに該当する事案が発生し出動する場合は、速やかに出動予定隊数を愛媛県及び代表消防機関に報告するものとし、愛媛県は、各消防本部の報告を取りまとめて消防庁に対して報告するものとする。なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。
- 8 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅱ及びⅢに該当する事案が発生した場合は、速やかに出動準備を行うとともに、情報収集に努めるものとする。

（集結場所への集結完了）

第13 愛媛県隊長（又はブロック部隊長）は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

- 2 後方支援本部は、前項の内容について愛媛県に対して報告するものとする。

（進出拠点への進出）

第14 愛媛県隊長（又はブロック部隊長）は、進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁及び後方支援本部に対して報告するものとする。

- 2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 3 愛媛県隊長（又はブロック部隊長）は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各部隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
  - (1) 被災地の被害状況
  - (2) 愛媛県隊の活動地域及び任務
  - (3) 愛媛県隊の進出拠点及び出動ルート
  - (4) その他必要な事項

（進出拠点到着）

第15 愛媛県隊長（又はブロック部隊長）は、進出拠点到着後、速やかに県名及び部隊規模について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村及び任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

- 2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、愛媛県隊長（又はブロック部隊長）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により愛媛県隊に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第16 愛媛県隊長（又はブロック部隊長）は、応援先市町村到着後、速やかに都道府県隊名、部隊規模等について指揮者及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 愛媛県隊本部を設置する場合はその位置
- (5) 使用無線系統
- (6) 地水利状況
- (7) その他活動上必要な事項

(愛媛県隊本部の設置)

第17 愛媛県隊長は、必要に応じて愛媛県隊長を本部長とする愛媛県隊本部を設置するものとする。

2 愛媛県隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

#### 第4章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第18 愛媛県隊が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部長は、松山市消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。

3 本部員は、松山市消防局の職員をもって充てるものとする。

4 後方支援本部長は、愛媛県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。

5 後方支援本部は、愛媛県隊の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、愛媛県隊長及び関係機関との各種連絡調整
- (2) 愛媛県隊の出動、集結及び活動に係る調整
- (3) 愛媛県隊の活動記録の集約
- (4) 各消防本部に対する愛媛県隊の活動状況に関する情報提供
- (5) 愛媛県隊に対する災害に関する情報提供
- (6) 必要な資機材等の手配及び提供
- (7) 増援部隊及び交替部隊の派遣に関する調整
- (8) 後方支援に関し、愛媛県との調整
- (9) その他必要な事項

(後方支援部隊の任務等)

第19 後方支援部隊は、愛媛県隊長の指揮の下、愛媛県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡調整
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 車両及び資機材の保守管理
- (5) 交替要員の搬送
- (6) 活動の記録
- (7) その他必要な事項

(相互協力)

第20 愛媛県及び各消防本部は、愛媛県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

## 第5章 活動終了

(部隊の引揚げ)

第21 愛媛県隊長は、指揮者から引揚げ指示があった場合は、速やかに調整本部及び指揮支援本部に報告するとともに、現場における活動を終了するものとする。

2 愛媛県隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮者及び調整本部に報告し、指揮支援部隊長の指示により被災地から引揚げるものとする。

- (1) 愛媛県隊の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署報告)

第 22 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、部隊が被災地から帰署（所）した場合は、その旨を愛媛県及び後方支援本部に対して報告するものとし、愛媛県は消防庁に対して報告するものとする。

## 第6章 活動報告等

(日報)

第 23 愛媛県隊長は、指揮支援本部に対して運用要綱別記様式6-2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

(活動報告)

第 24 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、全部隊が被災地から帰署（所）した場合は、愛媛県及び代表消防機関に対して運用要綱別記様式6-1により活動報告を行うものとする。

2 愛媛県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して活動報告を行うものとする。

(高速自動車国道等の通行に係る報告)

第 25 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、部隊帰署(所)後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第2により報告するものとする。なお、活動が長期に及び部隊の交代がある場合は、交代した部隊単位で報告するものとする。

2 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、愛媛県隊の最終部隊帰署(所)後7日以内に、愛媛県及び消防庁に対して報告を行うものとする。

## 第7章 その他

(緊急消防援助隊の車両表示)

第 26 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(高速自動車国道等の通行)

第 27 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。

(2) 被災地からの帰署(所)途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署(所)途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに別紙第3に必要事項を記入し提出するものとする。なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。

(情報共有)

第28 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(消防本部等における事前準備)

第29 各消防本部等は、愛媛県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 各消防本部等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

(航空部隊の応援等)

第30 航空部隊に係る応援等については、愛媛県が別に定めるものとする。

(水上部隊の応援等)

第31 水上部隊に係る応援等については、今治市消防本部が別に定めるものとする。

附 則

この計画は、平成 16 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 18 年 2 月 14 日付け消防応第 15 号通知により改訂)

附 則

この計画は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

(平成 20 年 7 月 31 日付け消防応第 134 号通知により改訂)

附 則

この計画は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 25 年 7 月 12 日から施行する。

(平成 24 年 12 月 26 日付け消防広第 221 号通知により改訂)



## 別表第 1

## 用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日策定)」をいう。	
3	運用要綱	「緊急消防援助隊運用要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
4	迅速出動要綱	「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱(平成20年7月1日消防応第104号)」をいう。	
5	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
6	ブロック	都道府県隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、都道府県内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	
7	幹事消防本部	ブロック内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめを行う消防本部をいう。	
8	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	運用要綱第2条(1)
9	現地消防本部	被災地に係る消防本部をいう。	運用要綱第2条(2)
10	指揮本部	現地消防本部の指揮所をいう。	運用要綱第2条(3)
11	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
12	指揮支援本部	部隊配備された都道府県隊の活動管理、関係機関との連絡調整、調整本部との連絡等を行うため、指揮支援隊長を本部長(以下「指揮支援本部長」という。)として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第18条
13	都道府県隊本部	都道府県隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第19条
14	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第12条
15	指揮者	被災地に係る市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	基本計画第2章第1節2(3)
16	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第1節2
17	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第1節2(3)
18	指揮支援隊長	指揮支援部隊長から指定された地区の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け、その地区で活動する緊急消防援助隊の活動管理を任務とする者をいう。	基本計画第2章第1節2(3)
19	都道府県隊長	都道府県隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援部隊長(又は指揮支援隊長)の管理を受け、被災地における都道府県隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第1節3
20	都道府県隊指揮隊	都道府県隊長の任務を遂行するために設置され、指揮及び情報の収集伝達・通信等を任務とする隊をいう。	基本計画第2章第1節3
21	集結場所	都道府県隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第13条
22	進出拠点	出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、又は進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内における一時的な進出の目標とする拠点をいう。	運用要綱第2条(15)

23	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
24	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(7)
25	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画 第2章第3節2
26	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画 第2章第3節2
27	登録市町村	緊急消防援助隊として登録された部隊が属する市町村(東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。	運用要綱第2条(10)
28	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	基本計画 第2章第3節1
29	迅速出動	法第44条に基づき、予め消防庁長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定の条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	迅速出動要綱2(1)
30	陸上部隊	都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊をいう。	迅速出動要綱2(6)
31	陸上部隊先遣隊	迅速出動対象災害が発生した場合、地震発生直後に直ちに出動して、被災地において初期の緊急消防援助隊活動を行う陸上部隊をいう。	迅速出動要綱2(7)
32	第一次編成陸上部隊	迅速出動対象災害が発生した場合、地震発生後に直ちに出動可能な都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊等をいう。	迅速出動要綱11
33	第二次編成陸上部隊	第一次編成陸上部隊の後に編成される部隊をいう。 比較的走行速度が遅い車両(後方支援部隊、特殊災害部隊、特殊装備部隊等)を含む。	迅速出動要綱11
34	NBC災害	次に掲げる災害の総称をいう。 ・ N災害とは、放射性物質もしくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。 ・ B災害とは、生物剤もしくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。 ・ C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。	運用要綱 第2条(12)～(14)
35	部隊移動	法第44条の規定に基づく消防庁長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が別の被災地に出動することをいう。	運用要綱第2条(16)

## 愛媛県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先

ブロック及び構成消防本部 ◎印…ブロック幹事消防本部	連絡先		N T T 回線		衛星回線		防災行政無線	
			電話	F A X	電話	F A X		
東予ブロック	◎今治市消防本部	昼間	通信指令室	0898-32-6666	0898-32-0119	038-428-341	038-428-388	6124
		夜間	通信指令室	0898-32-6666	0898-32-0119	038-428-341	038-428-388	6124
	四国中央市消防本部	昼間	安全・危機管理課	0896-23-6613	0896-23-6614	038-316-210	038-316-296	-
		夜間	通信指令室	0896-23-6611	0896-23-6614	038-316-291	038-316-296	-
	新居浜市消防本部	昼間	総務警防課	0897-34-0119	0897-34-1189	038-321-2751	038-321-2997	-
		夜間	通信指令室	0897-34-0119	0897-34-1179	038-321-2785	038-321-2997	6105
	西条市消防本部	昼間	警防課	0897-56-5119	0897-55-0180	038-323-2	038-323-3	6107
		夜間	通信指令室	0897-55-0119	0897-55-5558	038-323-2	038-323-3	6107
	上島町消防本部	昼間	消防本部	0897-77-4118	0897-77-4111	-	-	6136
		夜間	消防署	0897-77-4118	0897-77-4111	-	-	6136
中予ブロック	◎伊予消防等事務組合消防本部	昼間	警防課	089-982-0119	089-983-4311	038-537-161	038-537-181	6215
		夜間	通信指令室	089-982-0119	089-987-1119	038-537-161	038-537-181	6215
	松山市消防局	昼間	警防課	089-926-9220	089-926-9188	038-518-7220	038-518-7188	-
		夜間	通信指令室	089-926-9200	089-926-9198	038-518-7200	038-518-7198	5410
	東温市消防本部	昼間	消防課	089-964-5210	089-964-5503	038-517-202	038-517-300	6211
		夜間	通信室	089-964-5210	089-964-5503	038-517-101	038-517-300	6211
	久万高原町消防本部	昼間	総務課	0892-21-2411	0892-21-2656	038-526-2	038-526-3	-
		夜間	総務課	0892-21-2411	0892-21-2656	038-526-2	038-526-3	-

愛媛県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先

ブロック及び構成消防本部 ◎印…ブロック幹事消防本部	連絡先		N T T 回線		衛星回線		防災行政無線
			電話	F A X	電話	F A X	
南予ブロック	◎宇和島地区広域事務組合消防本部	昼間	0895-20-0119	0895-24-1554	038-718-363	038-718-802	6310
		夜間	0895-22-7500	0895-24-1554	038-718-311	038-718-802	6310
	大洲地区広域消防事務組合消防本部	昼間	0893-24-0119	0893-24-4583	038-617-2	038-617-3	6338
		夜間	0893-24-0119	0893-24-4583	038-617-2	038-617-3	6338
	八幡浜地区施設事務組合消防本部	昼間	0894-22-0119	0894-22-5227	038-627-300	038-627-320	6326
		夜間	0894-22-0119	0894-22-5227	038-627-300	038-627-320	6326
	西予市消防本部	昼間	0894-62-0119	0894-62-3780	038-635-10	038-635-31	6346
		夜間	0894-62-0119	0894-62-3780	038-635-10	038-635-31	6346
	愛南町消防本部	昼間	0895-72-0119	0895-73-1119	038-726-10	038-726-59	6357
		夜間	0895-72-0119	0895-73-1119	038-726-11	038-726-59	6357

別表第3

## 関係機関連絡先

関係機関名	連絡先		N T T 回線		衛星回線		消防無線
	昼間	夜間	電話	F A X	電話	F A X	
国・県関係	総務省消防庁	昼間	03-5253-7527	03-5253-7552	048-500-90-49013	048-500-90-49033	90-49013
		夜間	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	048-500-90-49036	90-49033
愛媛県	消防防災安全課	昼間	089-912-2316	089-941-0119	038-200-2316	038-200-2327	38-2316
	宿直担当	夜間	089-941-2160	089-941-0119	038-200-2335	038-200-2327	38-2335
広島県	消防保安課	昼間	082-513-2778	082-227-2122	034-101-2778	034-101-119	34-89
	危機管理連絡員	夜間	082-513-2778	082-227-2122	034-101-2778	034-101-119	34-89
徳島県	消防保安課	昼間	088-621-2109	088-621-2849	036-211-7102	036-211-7915	36-56
	監視室	夜間	088-621-2057	088-621-2849	036-211-2-2057	036-211-7916	-
香川県	危機管理課	昼間	087-832-3186	087-831-8811	037-200-5066	037-200-5821	37-2473
	守衛室	夜間	087-831-1111	-	-	-	-
高知県	消防政策課	昼間	088-823-9318	088-823-9253	039-800-72-9318	039-800-72-9253	39-11
	守衛室	夜間	088-823-1111	088-823-9253	039-800-72-9318	039-800-72-9253	-
陸上自衛隊第14特科隊	第3科	昼間	089-975-0911	089-975-0911	-	-	-
	第3科	夜間	089-975-0911	089-975-0911	-	-	-
愛媛県警察本部	交通規制課	昼間	089-934-0110	089-934-0152	-	-	-
	警備課	夜間	089-934-0110	089-934-0152	-	-	-

第一次出動都道府県

関係機関

## 愛媛県隊の登録部隊

平成25年4月1日現在

消防本部名	指揮支援部隊	都道府県隊指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊				特殊装備部隊				航空部隊	水上部隊	合計	
							毒劇物等対応隊	大規模危険物 火災等対応隊	火災等対応隊	密閉空間	遠距離大量送水隊	消防活動三輪隊	震災対応特殊車両隊	水難救助隊			その他	部隊数
東予ブロック	四国中央市		2		1	1										4	4	
	新居浜市	1	2	1	1	2							1			8	8	
	西条市		2		2											4	4	
	今治市		3	1	1	1									1	7	7	
	上島町				1											1	1	
ブロック内小計		1	9	2	6	4							1	1	24	24		
中予ブロック	松山市	1	3	2	1	4	1	3	2							19	18	
	東温市			1	1											2	2	
	伊予		2		1											3	3	
	久万高原町		1		1											2	2	
	ブロック内小計	1	6	3	4	4	1	3	2				2			26	25	

愛媛県隊の登録部隊

平成25年4月1日現在

消防本部名	指揮支援部隊	都道府県隊指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊				特殊装備部隊					合計	
							毒劇物等対応隊	大規模危険物 火災等対応隊	火災等対応隊 密閉空間	遠距離大量送水隊	消防活動二輪隊	震災対応特殊車両隊	水難救助隊	その他	航空部隊	水上部隊	部隊数
大洲地区			1	1	1											3	3
八幡浜地区			1	1	1	1				1						6	5
西予市			1		1	1										3	3
宇和島地区			1		2	1										4	4
愛南町			1		1											2	2
ブロック内小計			5	2	6	3	1			1					18	17	
愛媛県														1		1	1
愛媛県合計		2	20	7	16	11	2	3	2	1				3	1	69	67







## 応 援 可 能 資 機 材 一 覧 表 (2)

区 分	保護具						破壊用具					林野火災用具				呼吸保護具	
	陽圧式化学防護服	化学防護服	簡易型防護服	放射線防護服	耐熱服	ドライスーツ	エンジンカッター	ガス溶断機	削岩機	バッテリー式救助用破壊器具	万能斧	水のう	水槽	背負式ポンプ	ジェットシューター	空気呼吸器	酸素呼吸器
松山市消防局	10	10	25	4	6	5	2	2	2	2	4					39	10
新居浜市消防本部	5						1	1	1	1	5					16	
今治市消防本部	2	2	2	2	2	5	1	1	1	1	3				5	5	2
宇和島地区広域事務組合消防本部			5		2								1		3	5	
西条市消防本部							1				3				2	7	
八幡浜地区施設事務組合消防本部	4			4						1	1					4	
四国中央市消防本部	1				1		1	1	1		3		2		10	10	
大洲地区広域消防事務組合消防本部	2				2			1		1	1					6	
伊予消防等事務組合消防本部											1		1		3	8	
愛南町消防本部							1				1				5	2	
西予市消防本部											1				2	2	
東温市消防本部										1	1					4	
久万高原町消防本部								1					1	1	5	3	
上島町消防本部											1				2	1	



## 愛媛県隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル等	備考
各部隊間	県内共通波	無線統制は、県隊長が行う。
県隊本部 ↓ 調整本部 指揮支援本部 各都道府県隊本部	全国共通波1 (指揮支援部隊長)	無線統制は、調整本部又は指揮支援本部の指示により行う。

※ 出動時における無線通信運用体制は、運用要綱第22条に基づき行うとともに、次に掲げる事項を考慮するものとする。

ただし、使用無線系統は現地消防本部の指示に従うものとする。

- 1 全国共通波統制局は、指揮本部（又は消防応援活動調整本部）におくものとする。
- 2 県内共通波統制局は、県隊本部におくものとする。
- 3 県内共通波の使用は、原則として県隊長と各部隊長間とするが、無線運用上必要がある場合は、各部隊間で使用することができるものとする。
- 4 県隊内の無線機の貸し借りにより、各部隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。
- 5 中継送水体系をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとに確保するものとするが、それによりがたいときでも、少なくとも、筒先担当と水源担当は同一周波数の無線とするものとする。
- 6 通信は必要最小限にとどめるものとする。

愛媛県隊の出動対象都道府県等一覧

基本計画	出動計画・出動対象災害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大震度6弱(政令市等は5強)の地震災害が発生した場合</li> <li>・津波警報(大津波)が発表された場合</li> <li>・火山の噴火災害が発生した場合</li> </ul>
迅速出動	区分Ⅰ <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大震度7(政令市等は6強)の地震災害が発生した場合(震央が海域の場合は除く)</li> </ul>
	区分Ⅱ <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大震度6強(政令市等は6弱)の地震災害が発生した場合(震央が海域の場合は除く)</li> </ul>



区分	応援先都道府県	進出経路	集結場所	集結場所担当消防本部
第一次出動の対象となる場合	広島県	西瀬戸自動車道 松山観光港	来島SA 松山市西消防署	今治市消防本部 松山市消防局
	徳島県	松山自動車道 国道192号線	上分PA 四国中央市消防本部	四国中央市消防本部
	香川県	松山自動車道 国道11号線	上分PA 四国中央市消防本部	四国中央市消防本部
出動準備の対象となる場合	高知県	松山自動車道 国道33号線 国道56号線	上分PA 久万高原町消防本部 南レク蓮乗寺グラウンド	四国中央市消防本部 久万高原町消防本部 愛南町消防本部
	中国方面(鳥取県、島根県、岡山県、山口県)	西瀬戸自動車道 松山観光港	来島SA 松山市西消防署	今治市消防本部 松山市消防局
	九州方面(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)	八幡浜港	八幡浜港	八幡浜地区施設事務組合消防本部

※集結場所は代表的な場所を指定したもので、災害発生地域の状況により変更することがある。

出動計画・出動対象災害	応援先都道府県	集結場所	集結場所担当消防本部	進出拠点	進出拠点(高速道路以外)
＜東海地震＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海地震に係る注意情報が発表又は警戒宣言が発令された場合に、対象8都府県中1の都府県で震度6弱(政令市等は5強)以上の地震災害が発生した場合</li> <li>・想定震源域内を震源とし、対象8都府県中2以上の都府県で震度6弱(政令市等は5強)以上の地震災害が発生した場合</li> </ul>	静岡県	松山自動車道 上分PA	四国中央市消防本部	東名道(上り) 浜名湖SA	浜松オートレース場
＜首都直下地震＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災4都府県中2以上の都府県で震度6弱(政令市等は5強)以上の地震災害が発生した場合</li> </ul>	被害状況に応じて応援先を決定する	松山自動車道 上分PA	四国中央市消防本部	東名道 足柄SA 東名道 東京IC 中央道 新井宿IC 東名道 湾岸幕張PA	国府津中学校 第三方面訓練場 川口市グリーンセンター 花見川終末処理場
＜東南海・南海地震＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定震源域内を震源とし、対象6府県中2以上で震度6弱(政令市等は5強)以上の地震災害が発生した場合</li> </ul>	被害状況に応じて応援先を決定する	—	—	—	—

愛媛県緊急消防援助隊航空部隊  
航空指揮支援隊  
応援等実施計画

令和4年4月

愛 媛 県

# 目 次

	頁
第1章 総則 . . . . .	1
第2章 航空部隊等の編成等 . . . . .	1
第3章 情報連絡体制及び参集体制 . . . . .	2
第4章 資機材等に関する事項 . . . . .	2
第5章 航空部隊の応援等出動 . . . . .	2
第6章 航空指揮支援隊の応援等出動 . . . . .	3
第7章 その他 . . . . .	4

(別 表)

- 別表1 情報連絡体制一覧表
  
- 別表2 愛媛県消防防災航空隊参集体制表
  
- 別表3-1 情報収集任務積載資機材一覧
  
- 別表3-2 救助・救急活動任務積載資機材一覧
  
- 別表3-3 航空後方支援小隊積載資機材一覧
  
- 別表3-4 航空指揮支援隊積載資機材一覧
  
- 別表4 愛媛県消防防災航空隊応援出動先一覧

# 愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊応援等実施計画

## 第1章 総則

### 1 目的

この計画は、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援等の要請があった場合において、航空部隊及び航空指揮支援隊（以下「航空部隊等」という。）が被災地、受援都道府県及び消防庁と連携の上、迅速に被災地に出勤し、的確な応援等の活動を実施できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条に基づく緊急消防援助隊愛媛県隊応援等実施計画に定めるもののほか、航空部隊等の応援等について必要な事項を定める。

### 2 用語の定義

この愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊応援等実施計画（以下「航空部隊等応援等実施計画」という。）において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

#### (1) 航空部隊

航空小隊により編成され、必要に応じ、航空後方支援小隊を加えたものをいう。

#### (2) 航空小隊

主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とするものをいう。

#### (3) 航空後方支援小隊

主として活動拠点ヘリベースにおける緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とするものをいう。

#### (4) 航空指揮支援隊

ヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする航空指揮支援隊長によって編成されるものをいう。

#### (5) 航空隊員等

愛媛県消防防災航空隊の航空隊長、航空隊副隊長及び航空隊員をいう。

#### (6) 出勤準備及び迅速出勤の対象となる地震

要請要綱別表A-1又は別表A-2において、愛媛県消防防災航空隊が、それぞれ第一次出勤航空小隊又は出勤準備航空小隊に該当する都道府県内で発生した地震をいう。

#### (7) アクションプラン該当地震

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日付け消防震第9号）に基づき示された南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震における緊急消防援助隊アクションプランが適用される地震をいう。

## 第2章 航空部隊等の編成等

### 1 航空部隊の編成

#### (1) 基本的な航空小隊の編成

ア 航空小隊長 1名

イ 航空小隊副隊長 1名

ウ 航空小隊員 2名

エ 操縦士 2名

オ 整備士 1名

#### (2) 救助・救急航空小隊の編成

ア 航空小隊長 1名

イ 航空小隊副隊長 1名

ウ 航空小隊員 2名（原則として、救助隊員及び救急救命士を搭乗させるものとする。）

エ 操縦士 2名

オ 整備士 1名



(3) 航空後方支援小隊の編成

- ア 航空後方支援小隊長 1名
- イ 航空後方支援小隊員 3名
- ウ 航空隊支援車 1台

2 航空指揮支援隊の編成

- (1) 航空指揮支援隊長 1名
- (2) 航空指揮支援隊副隊長 1名
- (3) 航空指揮支援隊員 3名

3 航空指揮支援隊の搭乗場所

航空指揮支援隊の搭乗場所は、航空指揮支援隊が指定した場所又は愛媛県消防防災航空隊基地とする。

第3章 情報連絡体制及び参集体制

1 応援等出動手続に係る情報連絡体制

消防庁長官の求め又は指示を受けた場合の航空部隊等の出動に係る連絡体制は別表1「情報連絡体制一覧表」のとおりとする。

2 航空隊員等の参集体制

- (1) 愛媛県消防防災航空隊の参集基準は、出動準備及び迅速出動の対象となる地震が発生した場合又はアクションプラン該当地震が発生した場合とする。
- (2) 夜間・休日等における航空隊員等の参集体制は別表2「愛媛県消防防災航空隊参集体制表」のとおりとする。
- (3) 航空隊員等の参集場所は愛媛県消防防災航空隊基地とする。

第4章 資機材等に関する事項

1 航空小隊で出動するヘリコプターに積載する資機材は任務別に次のとおりとする。

- (1) 航空隊員等は、各自3日間分程度の日常生活品(着替え、洗面具等)を携行するとともに、おおむね3日間分程度の食料及び飲料水を積載するものとする。
- (2) 情報収集活動任務で出動する場合は、別表3-1「情報収集任務積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。
- (3) 救助・救急活動任務で出動する場合は、別表3-2「救助・救急活動任務積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。

2 航空後方支援小隊の任務で出動する場合は、別表3-3「航空後方支援小隊積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。

3 航空指揮支援隊の任務で出動する場合は、別表3-4「航空指揮支援隊積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。

第5章 航空部隊の応援等出動

1 出動体制

航空小隊は、別表4「愛媛県消防防災航空隊応援出動先一覧」に記載する都道府県に出動するものとする。

航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に出動するものとする。

2 情報共有等

航空小隊及び航空後方支援小隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

3 活動報告等

航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。)第31条に規定する活動日報を作成し、航空指揮支援本部長(航空指揮支援本部長が置かれていない場合にあつては、ヘリベース指揮者。以下この章におい

て同じ。)に対して報告するものとする。

#### 4 引揚げ

航空指揮支援本部長から緊急消防援助隊の引揚げ決定の連絡を受けた航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げのりものとする。

- (1) 活動概要(場所、時間、隊員数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

### 第6章 航空指揮支援隊の応援等出動

#### 1 出動体制

航空指揮支援隊は、消防庁長官から出動の求め又は指示があった場合、消防庁が指定する航空指揮支援隊輸送航空小隊により出動するものとする。ただし、出動先までの距離、災害発生時間、天候等から車両で先着できる場合は、自隊の車両等で出動するものとする。

#### 2 航空指揮支援本部の設置

指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部(以下「航空指揮支援本部」という。)を設置するものとする。

指揮支援部隊長は航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。

航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (3) 消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)に対する報告に関すること。
- (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

航空指揮支援本部は、活動拠点ヘリベースの指揮本部(以下「航空指揮本部」という。)と同一場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、上記に掲げる事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。

航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。

航空指揮支援本部長は航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は都道府県大隊の後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

#### 3 安全管理

航空指揮支援本部長は、安全な運航を維持するため、航空情報が発出された場合は、航空小隊等と情報を共有し、二次災害の防止を図るものとする。

#### 4 航空指揮支援本部における防災関係機関との連携

航空指揮支援本部は、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮本部及び航空後方支援小隊と航空に係る緊急消防援助隊の活動が効果的に円滑に行われるように、航空に係る緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

航空指揮支援本部は、航空に係る緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

#### 5 情報共有等

航空指揮支援本部は、運用要綱第30条に規定する緊急消防援助隊連絡体制により、情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

航空指揮支援本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

る。

#### 6 通信連絡体制等

緊急消防援助隊に係る情報連絡体制は、原則として次のとおり行うものとする。

- (1) 航空指揮支援本部は、消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮本部及び関係機関と相互に通信連絡をするときは、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線その他の無線を使用する。
- (2) 航空指揮支援本部は、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊と相互に無線通信をするときは、航空波を使用する。

#### 7 活動報告等

航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

航空指揮支援本部長は、航空小隊長及び航空後方支援小隊長に対し、運用要綱第31条に規定する活動日報の作成及び報告を求めるものとする。

航空指揮支援本部長は、運用要綱第31条に規定する活動日報を作成するとともに、航空小隊長及び航空後方支援小隊長から報告のあった活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長及び総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空グループに対して報告するものとする。

#### 8 引揚げ

指揮支援部隊長から航空に係る緊急消防援助隊の引揚げ決定の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

航空指揮支援本部長は、上記の連絡を受けた航空部隊の各小隊長から次に掲げる事項の報告を受け、引揚げを了承するものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

上記の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て自隊の車両等により引揚げるものとする。

### 第7章 その他

#### 航空部隊等の応援等に関する運用訓練の実施

愛媛県消防防災航空隊は、航空部隊等の応援等の要請時において円滑かつ迅速な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、航空部隊等応援等実施計画を踏まえた応援等に関する運用訓練を定期的実施するものとする。

#### 附 則

この実施計画は、令和4年4月1日から施行する。

## 情報連絡体制一覧表

連絡順番	機関	時間 帯別	連絡先	電話番号	FAX 番号	無 線 呼出名称
1 ↓	消防庁	昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	
		夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	
2 ↓	愛媛県	昼間	消防防災安全課	089-912-2316	089-941-0119	
		夜間	宿直担当	089-941-2160	089-941-2160	
3	愛媛県 消防防災航空隊	昼間	防災航空事務所	089-972-2133	089-972-3655	消防愛媛 航空隊 1
		夜間	隊長緊急携帯	090-8975-9354		
		昼間				
		夜間				
		昼間				
		夜間				
		昼間				
		夜間				
		昼間				
		夜間				
		昼間				
		夜間				

### 愛媛県消防防災航空隊参集体制表



※隊長から職員個人携帯へメール送信し、職員はメール受信後速やかに返信



## 救助・救急活動任務積載資機材一覧

## 1 各任務共通資機材

資機材名称	積載個数	積載方法
ノート型パソコン	1	ヘリコプターに積載
ヘリベース管理様式	1式	〃
デジタルカメラ	1	〃
隊長緊急公用携帯	1	〃
携帯無線機	4	〃
隊員個人装備	隊員数	〃
各隊員3日間程度の生活用品	隊員数	〃
機体カバー	1式	〃
地図	1式	〃

## 2 救助・救急活動任務資機材

資機材名称	積載個数	積載方法
大型デラックスエバックハーネス	3	ヘリコプターに積載
パーティカルストレッチャー	2	〃
誘導ロープ	2	〃
デラックスサバイバースリング	3	〃
ペリカンバッグ	1	〃
エンジェルハーネス	2	〃
ザイルセット	1	〃
酸素	1	〃
モニター	1	〃
救急セット	1	〃
吸引器	1	〃
AED	1	〃
ヘッドセット	3	〃







## 愛媛県消防防災航空隊応援出動先一覧

## 1 第一次出動

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所（進出拠点）までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
島根県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 出雲空港	出雲空港	約 110 マイル	約 55 分
岡山県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 岡山空港	岡山空港	約 92 マイル	約 46 分
広島県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 広島空港	広島空港	約 44 マイル	約 22 分
山口県	情報収集	松山空港 ～ 山口宇部空港	山口宇部空港	約 82 マイル	約 41 分
徳島県	情報収集	松山空港 ～ 徳島空港	徳島空港	約 112 マイル	約 56 分
香川県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 高松空港	高松空港	約 80 マイル	約 40 分
高知県	情報収集	松山空港 ～ 高知空港	高知空港	約 59 マイル	約 30 分
福岡県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 奈多ヘリポート or 北九州空港	奈多ヘリポート 北九州空港	奈多ヘリポート 約 133 マイル 北九州空港 約 93 マイル	約 67 分 約 47 分
佐賀県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 佐賀空港	佐賀空港	約 146 マイル	約 73 分
大分県	情報収集	松山空港 ～ 大分県央飛行場	大分県央飛行場	約 88 マイル	約 44 分
宮崎県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 宮崎空港	宮崎空港	約 154 マイル	約 77 分
鹿児島県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 枕崎ヘリポート	枕崎ヘリポート	約 223 マイル	約 112 分
沖縄県	救助・救急 輸送等	松山空港 ～ 宮崎空港 ～ 屋久島空港 ～ 奄美空港 ～ 那覇空港	経由地すべて	約 533 マイル	約 267 分

※中継空港において燃料補給を行う場合、1箇所につき約 30 分加算する。

## 2 出動準備

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所（進出拠点）までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
鳥取県		松山空港 ～ 鳥取空港	鳥取空港	約 114 マイル	約 57 分
長崎県		松山空港 ～ 長崎空港	長崎空港	約 173 マイル	約 67 分
熊本県		松山空港 ～ 熊本空港	熊本空港	約 127 マイル	約 64 分

※中継空港において燃料補給を行う場合、1箇所につき約 30 分加算する。

## 3 首都直下地震アクションプラン

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所（進出拠点）までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
千葉県		松山空港 ～ 県営名古屋空港 ～ 静岡 HP ～ 千葉市消防局 HP	経由地すべて	約 445 マイル	約 226 分

※中継空港において燃料補給を行う場合、1箇所につき約 30 分加算する。

# 17-20 自衛隊派遣要請計画（防災危機管理課）

自衛隊派遣要請様式

様式 災害派遣要請

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

(1)連絡場所

(2)連絡責任者

(3)気象状況等

(4)その他

様式 撤収要請

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

2 派遣要請依頼日時

年 月 日

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

様式 救急患者空輸要請

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊航空機の派遣要請依頼について

救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣を要請します。

記

- 1 派遣要請の理由
- 2 派遣を要する日時
- 3 派遣を要する場所及び輸送場所
- 4 空輸を必要とする救急患者  
氏名                      血液型                      生年月日
- 5 同乗者（医師、親族）  
氏名                      血液型                      生年月日  
"                              "                              "
- 6 その他

医療機材、特記事項等

様式 救急患者空輸撤収要請

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊航空機の撤収要請依頼について

平成 年 月 日 時 分要請した航空機等の出動については、目的地（ ）へ空輸できましたので、下記のとおり下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日